

令和  
7  
年度



柏崎市住まい快適リフォーム事業

# 申請の手引き

子育て世帯・若者世帯・  
2世帯（3世代）への補助を拡充します！！

市ホームページ上の記事は  
こちらから御確認ください。

▼お住まいの住宅リフォーム



▼空き家リフォーム



問い合わせ先

〒945-8511  
柏崎市日石町2番1号  
市役所4階  
柏崎市建築住宅課 指導係

TEL : 0257-21-2291（直通）  
FAX : 0257-23-5116（直通）  
Mail : kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

# 1 申し込みの流れ

## 申し込みの受け付けについて

本書及び市ホームページに掲載した内容を十分確認し、期間内に抽選の申し込みを行ってください。

「**住宅リフォーム補助**」において加算区分が「通常の世帯」のみ抽選方式です（申請が予算の範囲内であれば抽選は行いません）。加算区分が子育て世帯、若者世帯及び2世帯（3世代同居）の場合、抽選は行わず、交付決定を行います。

「**空き家リフォーム補助**」は、抽選方式ではなく先着順です。

窓 口：市役所4階建築住宅課（メール、郵送等による申請は不可）

受付時間：平日（土日・祝日を除く）の8：30～17：15

※ 申し込みの受け付けは、第1期（4月）と第2期（5月）の合計2回です。

### 1 期の日程

- ▶ 申し込み期間  
4月1日（火）～4月18日（金）
- ▶ 抽選会  
4月23日（水）13：30開始
- ▶ 交付決定（HP公開・通知書送付日）  
4月24日（木）

### 2 期の日程

- ▶ 申し込み期間  
5月7日（水）～5月23日（金）
- ▶ 抽選会  
5月28日（水）13：30開始
- ▶ 交付決定（HP公開・通知書送付日）  
5月29日（木）

## 抽 選 会 場

市役所4階「4－3会議室」（第1期・第2期同じ会場です）

※入場の申し込みは不要です。入場は申請者、施工業者いずれも可能であり、参加は任意です。

## 申し込み時に提出する書類

交付申請書と各添付書類を提出してください。※詳しくは本書の4ページをご覧ください

- ・1つの住宅に対しては、重複しての申請はできません。
- ・申請後に**工事の中止**が無いよう、申請前に綿密にご計画ください。  
やむをえず工事を中止する場合は、速やかに建築住宅課に「**中止届**」を提出してください。
- ・申込受付後の審査において、補助要件（3ページを参照）に該当しないことが判明した場合は抽選対象としません（補助金を受けることはできません。）。
- ・申込受付後において、いかなる場合にあっても、提出した書類の返却はできません。
- ・木造戸建て住宅の大規模なリフォームが建築確認手続きの対象になります。

## 重要事項

【令和7（2025）年4月1日の建築基準法改正】

⇒延べ面積が100㎡を超える建築物で大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事管理が必要

※大規模なリフォーム：建築基準法上の大規模な修繕・模様替えにあたるもの

## 抽 選 後 の 流 れ

①抽選会で当選者を決定し、抽選日の当日中に、市ホームページにおいて結果（受付番号（抽選番号）※）をお知らせします。※交付申請書受付時に、お知らせします。

申し込みの総額が予算以内の場合は、抽選会は行いません。この場合は、市ホームページでお知らせします。

②抽選会后、当選者には「交付決定通知書」を郵送します。落選者には、その旨を郵送でお知らせします。

③ホームページでの当選確認後又は交付決定通知書が届いた後に工事に着手してください。

補足：工事内容に変更が生じる場合は、すみやかにご相談ください。

④**令和8（2026）年2月27日（金）**までに「実績報告書」を提出してください。

この締切日を過ぎると補助金の交付はできません。 1

# 2 加算区分ごとの 補助額と補助率

## 「住宅リフォーム工事」の補助額

▶ 補助率及び最大の補助額は次のとおりです

| 通常の家帯           | 子育て家帯           | 若者家帯            | 2 家帯住宅<br>(3 世代同居) |
|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 補助対象工事費の20%     | 補助対象工事費の25%     | 補助対象工事費の25%     | 補助対象工事費の25%        |
| 上限 <b>15</b> 万円 | 上限 <b>35</b> 万円 | 上限 <b>35</b> 万円 | 上限 <b>40</b> 万円    |

中学生以下の子と同居しておらず、  
家帯主及びその配偶者が40歳以上  
の家帯のこと。

中学生以下の年齢の子がいる  
家帯のこと。又は妊娠している  
者がいる家帯のこと。

家帯主又はその配偶者のいずれ  
かが39歳以下の家帯のこと。  
(単世家帯を除く)

「子育て家帯」と、祖母や祖父など  
の世代が同居している家帯のこと。

### 補助金額の シミュレーション

「通常の家帯」で補助対象工事費が120万円の場合  
 $120 \text{ (万円)} \times 20\% = 24 \text{ (万円)}$  ですが  
通常の家帯では「補助上限額」が15万円なので  
市から補助する補助金額は15万円になります。

補足事項：「住宅リフォーム工事」は、居住者が不在となってから  
1年未満の住宅も含みます。  
なお、空き家バンクの成約物件は「空き家」の補助対象になります。

## 「空き家リフォーム工事」の補助額

▶ 補助率は補助対象工事費の**30%**で、最大の補助額は次のとおりです

| 市内転居者           | 県内他市町村<br>からの転入者 | 県外からの<br>転入者     |
|-----------------|------------------|------------------|
| 上限 <b>50</b> 万円 | 上限 <b>70</b> 万円  | 上限 <b>105</b> 万円 |

さらに「子育て家帯」又は「若者家帯」は  
これらの上限額に **20万円** を加算

### 加算後の補助上限額

市内転居者 : 最大 70万円  
県内他市町村からの転入者 : 最大 90万円  
県外からの転入者 : 最大 125万円

### 注意事項

- ・「子育て家帯」又は「2 家帯住宅（3 世代同居）」は、完了実績報告時に 中学生以下の年齢の子と同居 している必要があります。  
(妊娠中も可)
- ・交付申請後に加算区分を変更することはできません。(例：当初は「子育て家帯」で申請したが、工事中に祖父母の家帯も同居することになった。→完了実績報告時に「2 家帯住宅（3 世代同居）」に変更することは不可)

### 「空き家リフォーム工事」の注意事項

- ・「空き家リフォーム工事」の対象は、交付申請時点において、次①又は②のいずれかを満たす場合に、対象となります。

① 1年以上居住者がいない個人所有の建物（物置や事務所など他の用途の建物をリフォームして住宅にする場合も可）

② 市の空き家バンク制度を通じて売買等が成約された住宅

- ・「空き家」として補助を受ける場合は工事後、直ちに居住を開始し定住する必要があります。完了実績報告時まで、リフォーム工事した住宅へ住民票を移してください。

# 3 補助要件

補助金の交付を受けるためには、以下の全ての要件を満たす必要があります。

申請後や交付後に要件を満たしていないことが分かった場合は、交付決定を取消し、補助金の返還を求めます。

- 重要** **要件1** 個人が所有している家屋でリフォーム後、住宅とすること  
※1 リフォームにより他の用途から住宅へ変更する場合も対象  
※2 マンションのリフォームも対象  
空き家も対象です（1年以上居住者がいない建物、市の空き家バンクで成約した住宅のこと）
- 要件2** リフォームする住宅に住んでいること  
又は住むことが確定していること（完了実績報告時までに住民票をうつすこと）
- 要件3** 住宅リフォームの場合は申請者が住宅の所有者であること  
又は住宅の所有者は申請者の二親等以内の親族であること
- 要件4** 柏崎市税について未納がないこと  
転入者は、居住地の市区町村税の未納がないこと  
補足：納税義務者でない方も補助対象者になります
- 要件5** 工事の施工業者が次のいずれかであること  
・市内に本社がある法人事業者であること。支店・営業所のみは不可  
・市内に住民登録をしている個人事業者であること
- 要件6** 「必須工事」を1つ以上行うこと  
必須工事とは、長寿命化・耐震化・省エネ化・バリアフリー化の工事のことです
- 重要** **要件7** 同一工事個所について他の補助金の併用が無いこと  
・例）窓1→本補助金利用 窓2→他の補助金⇒可  
窓1→本補助金＋他の補助金⇒不可
- 重要** **要件8** 申請者は、この事業の補助を受けたことがないこと
- 重要** **要件9** 対象とする住宅は、過去にこの補助を受けてリフォーム工事をしたことがないこと
- 重要** **要件10** 「空き家」として補助を受ける場合は、リフォーム工事後、直ちに居住を開始し、定住すること

## 上記補助要件の補足事項

### 要件1

- ・店舗等併用住宅は、工事施工後において、住宅部分が1/2以上あれば、住宅部分の工事を補助対象にできます。  
注釈：共同住宅は対象外です。長屋は不動産登記上で区分所有となっている場合は、一戸建ての住宅扱いになり、補助対象にできます。

### 要件3

- ・「空き家」のリフォームの場合は、貸りている方でも対象になります。  
ただし、この場合、「空き家所有者リフォーム同意書」の提出が必要となります。  
※上記「同意書」の様式は市ホームページに掲載しているものを使用してください。

### 要件7

### 要件8

- ・2回目の申請をする場合は次の①と②の両方の要件をみたす必要があります
  - ①過去に「通常分」の区分で補助金の交付を受けていること。
  - ②世帯が「子育て世帯」、「若者世帯」又は「2世帯住宅（3世代同居）」の要件を満たすこと。
- ・なお、上記の場合、補助金額及び補助上限額から15万が減額されます。
- ・過去に空き家でのリフォーム補助を受けた住宅：令和元（2019）年度以前に空き家リフォームの補助を受けた住宅は申請ができます。
- ・過去に住宅が補助を受けていても、中古住宅として購入した住宅は補助対象になります。

# 4 申し込み時に必要な書類

- ① 補助金交付申請書 (写真台紙使用による写真添付・裏面の同意・誓約事項の確認)
- ② 工事見積書のコピー (補助対象となる工事にマーカ―してください)
- ③ 住宅の所有者を示す書類 (固定資産税課税明細書の写しor登記簿謄本の写し等)  
※交付申請の日の前1年以内に発行されたものに限る
- ④ リフォーム内容が分かる図面 (平面・立面 ※定規等使用なしのフリーハンド不可)

## ▶ 必要に応じて提出する書類

- ◎ 「① 補助金交付申請書」の裏面の同意をしない場合 ※いずれも手数料が必要 (申請者負担)
  - ・住民票の写し (子育て世帯等の加算区分を受ける場合は、同居家族全員分の続柄がある住民票の写し)
  - ・市税納税証明書
- ◎ 申請者が住宅の所有者の二親等以内の親族である場合
  - ・所有者同意書
- ◎ 市外在住の方
  - ・居住地の住民票の写し
  - ・市区町村税の完納証明書
- ◎ 妊娠中で子育て世帯の加算を受けようとする場合
  - ・母子健康手帳のコピー
- ◎ 空き家リフォーム工事の場合 (所定の様式にて、次のいずれかを添付してください。)  
※空き家バンク利用者を除く
  - ・上下水道局が発行する水道の使用実績 (使用実績が月平均5立法メートル以内の確認ができるものに限る) の写し ※入手は、上下水道局料金センター (0257-32-8611) へお問合せください。
  - ・1年以上空き家であることの証明書 (町内会長等の署名が必要)
- ◎ 空き家リフォーム工事で所有者が別の場合
  - ・空き家リフォーム所有者同意書 ※賃貸借契約書の写しを添付

## 上記必要な書類の補足事項

### ▶ 「① 補助金交付申請書」

- ・「住宅の所在地」は、登記簿謄本又は固定資産税課税明細書の家屋の地番で確認できます。
- ・「2 事業費」欄の金額は、税込みの金額です。
- ・建物全景と補助対象工事費と一致するリフォーム工事箇所の写真を所定様式に添付し、提出してください。

### ▶ 「② 工事見積書のコピー」

- ・工事見積書は社印 (丸印) の押印があるものが必要です。
- ・「一式工事」とせずに、工事内容の内訳がわかる見積書をお願いします。
- ・補助対象外の工事等がある場合の諸経費、消費税は見積書内で按分するなどし、補助対象外分・補助対象分を明示してください。

### ▶ 「③ 住宅の所有者を示す書類 (交付申請日から1年以内に発行されたもの)」

- ・固定資産税課税明細書又は固定資産評価証明書 (家屋) の場合は、写しを添付してください。
- ・「登記簿謄本」は法務局 (柏崎地方合同庁舎2階) で入手可能です。

### ▶ 「④ リフォーム内容が分かる図面」

- ・図面に補助対象工事 (必須工事とその他の部分) の現状と改修後の状態がわかるよう図示してください。  
※定規等を使用しないフリーハンド図は不可です。また、各箇所の寸法を必ず入れてください。
- ・店舗等併用住宅の場合は、建物全体 (各階) の平面図に、住宅以外の部分を図示し、かつ、全体面積と住宅以外の部分の面積がわかるよう資料を添付してください。

### ▶ 「市税納税証明書」

- ・市税を交付申請前10日以内に納付した場合は、市で納税状況を確認できないことがあるため、領収書又は通帳の写し (コピー) を提出してください。

# 5 実績報告時に必要な書類

工事完了後に速やかに次の①から④を提出してください。  
また、必要に応じて⑤⑥の書類を提出してください。

## ① 完了実績報告書（補助金変更交付申請書 兼 完了実績報告書）

※写真台紙使用による写真添付が必要です。

## ② 工事費支払いが確認できる領収書

※社印（丸印）があるもののコピー）

## ③ 補助金振込先となる口座が確認できる通帳等の写し

## ④ アンケート

### ▶ 必要に応じて提出する書類（交付申請時と工事内容・金額に変更があった場合）

⑤ 工事見積書のコピー※交付申請時との違いが分かるよう明示

⑥ 図面※交付申請時との違いが分かるよう明示

## 上記必要な書類の補足事項

### ▶「①完了実績報告書」

- ・当初の申請から変更がある箇所は、変更後の内容を記入してください。
- ・「工事期間の完了日」は、支払い完了日（領収書の日付）を記入してください。
- ・「補助金振込先金融機関」は申請者の口座をご記入ください。 ※交付申請者（交付決定者）以外の口座は不可です。

### ▶「①（完了実績報告書に添付する）工事写真」

- ・指定する台紙に、工事前・工事中・完了の写真を添付してください。
- ・写真が無い場合は、その箇所分について補助金の交付ができないのでご注意ください。

### ▶「②工事費支払い領収書」

- ・「工事見積書」の総額と同じ額の領収書のコピーを添付してください。
- ・提出する領収書には、社印（丸印）の押印が必要です。
- ・領収書のあて名は、申請者と同じにしてください。

### ▶「④工事見積書のコピー」

- ・工事内容に変更があった場合は、変更した工事の内訳がわかる見積書を提出してください。  
この場合は、変更分だけでなく当初の工事内容も含めた、工事全体の見積書を提出してください。

※なお、「補助対象工事費」が変わった場合の補助金の取扱いは次のとおりです。

「補助対象工事費」が減額する場合：補助金は減額されます。

「補助対象工事費」が増額する場合：補助金の増額はありません。

# 6 必須工事の内容

補助を受けるためには下記のいずれかの**必須工事**を1つ以上行う必要があります

## 必須工事 長寿命化 工事

## 必須工事 耐震化 工事

## 必須工事 省エネ化 工事

## 必須工事 バリアフリー化 工事

### 長寿命化工事の 具体例

#### 窓工事

- ・老朽化した窓の取替え  
や修繕など
- ・破損などがある窓ガラス  
の取替え
- ・窓枠の修繕

#### 設備の場合

(老朽化した設備の交換)  
老朽化したユニットバス、  
キッチン、便器、洗面化粧  
台、給湯設備、エアコン  
などの入れ替え

#### 屋根、屋上の工事

- ・葺替え
- ・塗装 (住宅の寿命が延びるもの)
- ・張替え
- ・修繕
- ・防水施工

#### 外壁工事

- ・張替え
- ・塗装
- ・修繕
- ・カバー工法
- ・傷んだシールの打替え

#### 配管工事

給排水配管やガス管  
などの修繕や更新 など

#### シャッター工事

住宅内部にある住宅用の  
インナーガレージや住宅用  
の物置のシャッターの取替  
え・修繕は対象です。

#### 内装工事

傷んだ壁、壁紙や天井等の修繕  
(張替えや塗替えなど)

#### 床工事

- ・張替え
- ・傷んでいる箇所の  
修繕、重ね張り

#### 防蟻処理工事

- ・シロアリ被害を防ぐための  
「防蟻処理」の工事
- ・シロアリの被害箇所の  
修繕工事

注：住宅と別棟の車庫、  
又は別棟の物置は、補  
助対象にできません。

#### インナーガレージの修繕工事

- ・住宅内部にある「住宅用の  
車庫」の修繕工事

#### 雨どい工事

- ・補修
- ・取替え
- ・雨どいを新設する工事  
は新設により長寿命化  
になる場合対象になります。

注：駆除剤を撒くことに  
ついては、リフォーム工事  
ではないので補助対象外です。

#### 軒天・破風の工事

- ・張替え
- ・塗装
- ・破損している箇などの  
修繕

「長寿命化工事」に  
該当しない例

例：既にキッチン（設備）や給湯設備などがある住宅に、それらとは別に  
キッチンや給湯設備などを「追加」で設置する工事。

### 耐震化工事の 具体例

屋根の耐震化、軽量化 / 基礎、柱、梁等の補強

耐力壁（筋交いなど）の増設 / 道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀の解体  
耐震シェルターなど

白熱電球などの照明からLED照明への取り替え

(照明設備の「電球や蛍光管のみ」の取替えは対象外)

壁、窓などの断熱改修 / 窓への遮熱フィルム張り工事 / 遮熱塗装工事（外壁や屋根）  
高効率給湯器への取替え

太陽光発電システム等の設置 など

### 省エネ化工事の 具体例

### バリアフリー化工事の 具体例

手すりの新設、増設 / 浴室、便所の改良（広くするなど）

玄関、廊下等の拡幅 / 床の段差解消 / 床表面の滑り止め

ホームエレベーター、車いす用EVの設置 など

注釈：既設手すりなどの補修工事は長寿命化工事として申請してください

# 7 補助対象になる設備など

## 補助対象となる設備の条件

設備業者などでの施工が必要な、取り外しや移動が簡単にはできない据え付けの設備（これに該当する場合は、製品代も補助対象。ただし、設備のリース代は補助対象外です。）

## 補助対象となる製品の例

- ・ユニットバス（ただし、浴槽の蓋などの取り外しができる備品は補助対象外）
- ・洗面化粧台
- ・カーテンレール（ただし、カーテンの製品代と取り付け費は補助対象外）
- ・便器
- ・キッチン、流し台、IHクッキングヒーター、ビルトインコンロ
- ・風除室（住宅の玄関などに接続されるもの）
- ・インナーガレージなどのシャッター（住宅用のものに限る）
- ・給湯器（住宅の外壁、内壁に取り付けるもの）
- ・壁に固定するように取り付けの棚やポストなど（工具を用いずに簡単に取外しができる棚は補助対象外）
- ・エアコン・換気扇（フードも対象）（住宅から離れるように、庭先や塀に設置するポストは補助対象外）
- ・テレビのアンテナ（屋根や外壁などに施工業者が取付けるものが補助対象）

## 補助対象となる諸経費等の例

- ・設計費（リフォーム工事のための設計にかかる費用のこと）
- ・現場の監理（管理）費
- ・敷地内のガス（管）工事や、水道（管）工事など、給排水工事にかかる施工の費用

# 8 補助対象外になる工事・家具等

## ▶ 国、県、市による他の補助制度の対象とする工事

補助金の二重交付となるものは、補助対象にできません。補助対象を分けることができれば、可能な場合があります。疑義のあるものは、必ず事前に相談してください。

## ▶ 住宅以外の用途部分（店舗など）の工事

住宅以外の用途部分の例：店舗・事務所の部分、作業所（農作業所等）、住宅と別棟の「車庫」「物置」

## ▶ 母屋と同じ敷地内にある「離れのみ」の工事

母屋のリフォーム工事を行わない「離れのみ」の工事は補助対象外です。

離れ（※）の工事は母屋もリフォーム工事を行う場合に補助対象になります。

※「離れ」とは、母屋と同じ敷地内に建てられており、離れの内部に居室があり、かつ、台所・便所・風呂のいずれかが備えられていない建物のことです。なお、車庫や物置などのように内部に居室が無い建物は、「離れ」に該当しません。また、母屋と同じ敷地内に建てられていない「離れ」については、いかなる場合でも補助対象外です。

## ▶ 外構、造園、門扉の工事

庭などの住宅の外構の工事、生垣などの造園工事、門扉の改修や撤去の工事は補助対象外です。

井戸や合併処理浄化槽も対象外です。

ただし、ブロック塀と、付随する門扉の解体は補助対象にできます。

要件については8ページをご参照ください。

## ▶ 住宅の取壊しを行うだけの工事

リフォーム工事を伴わずに、住宅の全部又は一部を取壊す工事は補助対象外です。

ただし、増改築のために住宅の一部を取壊す工事は補助対象にできます。

## ▶ 家具（代）、製品（代）、諸経費

次の家具（代）、製品（代）及びそれらに係る諸経費は、補助対象外です。

- ・取り外しが簡単にできる家具など（施工業者による取付けの施工がいらないもの）  
例：カーテン、ブラインド、ソファなどの家具、調度品、その他これらに類するもの。  
これらの「設置費」も対象外になります。

- ・単体で機能を発揮する製品等で簡単に設置できるもの（施工業者による設置工事が不要であるもの）  
例：設置工事が不要なガスコンロ、ゴミ箱、テレビ、電子レンジ、扇風機など。

- ・シロアリ等の駆除剤を撒くことに要する経費
- ・その他、市長が補助基礎額の対象外とする製品

補 足

## ▶ 補助の対象外になる各申請費用等

例：リサイクル費用・〇〇申請費、〇〇手数料、〇〇手続き費  
許可申請費用などは補助対象外です。

これらの補助対象外となる工事費等は「補助対象工事費」から除いてください

# 9 ブロック塀等の撤去工事について

ブロック塀等の除却工事等も補助対象です。

対象になる要件は下記のとおりです。

## 補助対象となるブロック塀等の要件

次の①、②、③の全ての要件を満たしているブロック塀等が補助対象になります。

- ①ブロック塀等が、道路や通学路などに面していること（面していない部分は補助対象外）
- ②塀等の道路面からの高さが0.6m以上であること
- ③地震時に転倒および倒壊する危険性があること（健全なブロック塀等は対象外）

## 補助対象になる工事内容

### 撤去工事は次のいずれかが対象

- ・既存ブロック塀等の全部を解体し撤去する工事
- ・ブロック塀等の上部を撤去することによって塀が面する道路からの高さを0.6m未満にする工事 ※ブロックで2段以下を想定しています。

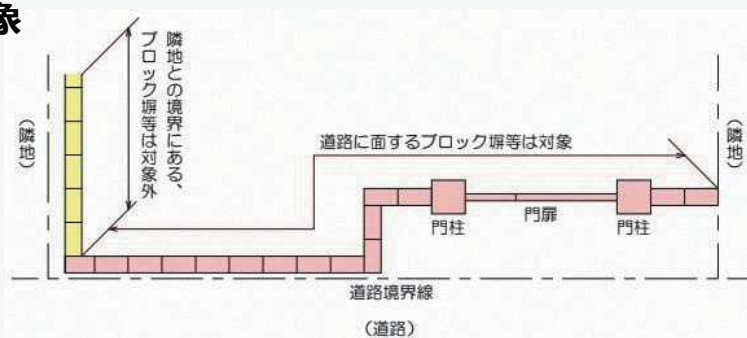
### 新設工事は次に該当する工事が対象

ブロック塀等の撤去工事と併せて行う

ブロック塀の跡地に軽量なフェンスや

生垣などを新設する工事。

なお、ブロック塀の再築は補助対象外です。



## 質問と回答

質問①：「ブロック塀等」とは どのようなものが対象ですか？

回答①：コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀や、組み立て式コンクリート塀、土塀、瓦屋根がのった板塀、石の列柱塀などです。

質問②：補助対象となる除却費用はブロック塀の運搬・処分費も含まれますか？

回答②：含まれます。

質問③：既存ブロック塀の補強工事費用については補助対象になりますか？

回答③：補強工事費用は対象になりません。除却工事に要する費用、又は除却工事に併せて行う軽量なフェンス・生垣などを新設する工事が補助対象になります。

質問④：除却工事にかかる費用として、どのようなものが補助対象となりますか？

回答④：撤去費、処分費、運搬費、仮設費、安全対策費（交通誘導員等）、撤去部分の補修費（モルタル笠木、整地等）、工具・消耗品費、諸経費等が対象になります。

# 10「補助金交付申請書」の記入例

第1号様式（第5条関係）

柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金交付申請書

令和〇年 〇月 〇日

柏崎市長 様

申請者 〒945-8511

住 所 柏崎市日石町2-1

(ふりがな) かしわざき はなこ

氏 名 柏崎 花子

(電話: 0257-21-〇〇〇〇)

注:「2世帯住宅(3世代同居)」  
の場合の記入例です

柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

「住宅の地名地番」は「固定資産税課税明細書」や  
住宅の「登記簿」に記載されています

## 1 事業概要

|              |                                                                                                                                                                                                       |                |                                             |              |                                                         |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 所在地          | 柏崎市日石町1566                                                                                                                                                                                            |                |                                             |              |                                                         |
| 住宅所有者        | 1                                                                                                                                                                                                     | 申請者と同じ         | 2                                           | 親族の氏名        | 柏崎 太郎                                                   |
|              |                                                                                                                                                                                                       |                |                                             | 親族の住所        | 柏崎市日石町2-1                                               |
|              |                                                                                                                                                                                                       |                |                                             | 申請者との続柄      | 父                                                       |
| 施工者          | 住所・所在                                                                                                                                                                                                 | 柏崎市日石町〇〇-〇     |                                             |              | 住宅の所有者が申請者の二親等以内の親族の場合(本人を除く)は2に〇をつけて、氏名、住所、続柄を記入してください |
|              | 氏名・名称                                                                                                                                                                                                 | 〇〇工務店<br>建築 治郎 | 電話                                          | 0257-22-〇〇〇〇 |                                                         |
| リフォーム種類      | <input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム工事<br><input type="checkbox"/> 空き家リフォーム工事(空き家の住所: 柏崎市 )                                                                                                    |                |                                             |              |                                                         |
| 加算区分         | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 子育て世帯又は若者世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2世帯住宅(3世代同居)世帯<br>( <input checked="" type="checkbox"/> 申請時に適合 <input type="checkbox"/> 実績時まで適合) |                |                                             |              |                                                         |
| 必須工事の内容      | <input checked="" type="checkbox"/> 長寿命化<br><input type="checkbox"/> バリアフリー化<br><input type="checkbox"/> 省エネ化<br><input type="checkbox"/> 耐震化                                                         |                | (具体的な工事内容)<br>外壁の張替え                        |              |                                                         |
| 必須工事以外の工事の内容 | (具体的な工事内容)<br>屋根の葺き替え                                                                                                                                                                                 |                | 写真及び図面はこれに該当する分のみを添付し、必要に応じて図面に色付けを行ってください。 |              |                                                         |
| 予定工事期間       | 令和〇年 〇月 〇日 ~ 令和〇 年 〇月 〇日                                                                                                                                                                              |                |                                             |              |                                                         |

## 2 事業費

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 総工事費              | 1,900,000円(税込み) |
| 補助対象工事費(補助基本額)    | 1,311,000円(税込み) |
| 補助金額(補助基本額×補助率※1) | 327,750円        |
| 交付申請額(千円未満切捨て)    | 327,000円        |

国や自治体(柏崎市を含む)の他の助成金  
や補助金を受けている工事個所については、  
補助対象工事費に計上することが出来ません。

交付申請書の裏面の「誓約事項」と「同意事項」を確認し、同意・誓約

|                |                |                                                  |
|----------------|----------------|--------------------------------------------------|
| 申請者氏名(自署)      | 柏崎 花子          | <input checked="" type="checkbox"/> 誓約事項に誓約いたします |
| 世帯主氏名(自署)<br>※ | ふりがな かしわざき はなこ | ふりがな かしわざき たらう                                   |
|                | 柏崎 花子          | 柏崎 太郎                                            |

# 1 1「完了実績報告書」の記入例

第3号様式（第8条関係）

柏崎市住まい快適リフォーム事業補助金変更交付申請書

兼 完了実績報告書

注：2世帯住宅の場合の記入例です

柏崎市長 様

補助対象者 氏名

住所

氏名

（電話：

令和7年 4月23日付け建第3000号の2で補助  
了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 327,000 円

2 事業概要

|                    |                                                                                                                     |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地                | 柏崎市日石町1566                                                                                                          |
| リフォーム種類            | <input checked="" type="checkbox"/> 住宅リフォーム工事 <input type="checkbox"/> 空き家リフォーム工事                                   |
| 加算区分               | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 子育て世帯又は若者世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2世帯住宅（3世代同居）世帯 |
| 工事期間               | 年 月 日～ 年 月 日                                                                                                        |
| 総工事費               | 2,510,300円（税込み）                                                                                                     |
| 補助対象工事費<br>（補助基本額） | 2,412,230円（税込み）                                                                                                     |
| 補助金額               | 603,057円                                                                                                            |
| 変更交付申請額<br>実績兼請求額  | 327,000円                                                                                                            |

工事内容に変更があった場合（※変更見積書を提出してください。）

☒必須工事の変更あり（☐バリアフリー化 ☐省エネ化 ☐耐震化 ☐長寿命化）☐必須工事の変更なし

|                               |                                     |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 変更内容<br>（交付申請時の工事内容<br>との変更点） | （変更があった場合の記入例）<br>・外壁塗装工事を追加して増額した。 |
|-------------------------------|-------------------------------------|

|            |               |           |         |
|------------|---------------|-----------|---------|
| 補助金振込先金融機関 |               |           |         |
| 銀行 信金 信組   |               | 本店 支店     |         |
| 農協 労金      |               | 支所 出張所    |         |
| 振込口座       | 店番号           | 種 目       | 口 座 番 号 |
|            |               | 普 通 ・ 当 座 |         |
|            | フリガナ          | カシワザキ ハナコ |         |
|            | 口座名義<br>（申請者） | 柏崎 花子     |         |

## Q & A

### お住まいの住宅・空き家共通①

#### Q1 既に行ったりリフォーム工事は補助の対象にできますか？

A1 申請前に既に行った工事の部分は補助対象にできません。  
また、申請しても交付決定を受ける前に着手した工事は対象にできません。

#### Q2 柏崎市在住者は「住民票の写し」と「市税納税証明書」の提出が不要になったのですか？

A2 交付申請書の裏面で、申請者の居住、納税状況について市が閲覧・確認することに同意していただく場合は提出は不要です。  
ただし、申請者が市外にお住まいの場合は確認することができないので、お住まいの市区町村の住民票の写しと納税証明書を取得し、提出してください。

#### Q3 過去に「住まい快適リフォーム事業」の補助金を受けている場合は申請できますか？

A3 以下の①と②の両方の条件を満たす場合に限り、2度目の申請ができます。  
①：「子育て世帯」又は「2世帯住宅（3世代同居）」の要件を満たすこと。  
②：過去に「子育て世帯」又は「2世帯住宅（3世代同居）」の区分で補助金を受けていないこと。  
※2度目の補助上限額は、加算分のみ（子育て世帯は20万円・2世帯住宅（3世代同居）は25万円）

#### Q4 申請後に工事が中止になった場合は、以後の補助は受けられますか？

A4 中止する場合は速やかに「補助事業中止届」を建築住宅課に提出してください。

#### Q5 「子育て世帯」、「若者世帯」又は「2世帯住宅（3世代同居）」であれば、何度でも申請できますか？

A5 「Q3」の②のとおりで、一度でも「子育て世帯」、「若者世帯」又は「2世帯住宅（3世代同居）」で補助を受けた方は再度の利用（申請）をすることはできません。

#### Q6 数回に分けて工事を行い、それぞれの工事に対して補助を受けることはできますか？

A6 1つの住宅に2度の補助金の利用（申請）はできません。申請額が限度額に満たない場合でも1度限りの利用になります。ただし、「Q3」と同様に、条件を満たすと、次年度以降に2度目の申請が可能になります。

#### Q7 工事着手はいつからできますか？

A7 工事は、ホームページで交付申請時にお渡しする受付番号（抽選番号）を確認いただくか、又は交付決定通知書が届いた後に着手できます。

#### Q8 いつまでに工事を完了しなければいけませんか？

A8 実績報告書の提出期限は令和8（2026）年2月27日（金）です。  
必ず、この日までに工事を完了し、報告してください。期限を超過した場合、補助金交付ができません。

#### Q9 工事を複数の施工業者に依頼した場合でも補助対象にできますか？

A9 交付申請書に各施工業者の見積書を添付し、合計の工事費が確定するとともに、写真の用意が可能であれば補助対象にできます。ただし、全ての施工業者が、市内に本社がある法人事業者、又は市内に住民登録している個人事業者であることが補助要件になります。

# Q & A

## お住まいの住宅・空き家共通②

### Q10 申請書に添付する図面は何か必要で、どのような内容を記入すればいいですか？

- A10
- ・工事を行う部分がわかる図面（平面図や立面図など）を添付してください。
  - ・図面には、工事範囲と工事内容を図示してください。
  - ・店舗併用住宅の場合は、必ず、全ての階の建物全体が分かる平面図を添付し、住宅部分と住宅以外用途の床面積を記入してください。  
※定規等を使用しないフリーハンド図は不可です。また、各箇所の寸法を必ず入れてください。
  - ・必須工事は、工事前と工事後の仕様を具体的に記入し、性能・機能が向上することがわかるように記入してください。

### Q11 「交付申請書（申し込み時）」に添付する写真は、工事する部分全て必要ですか？

- A11
- ・補助対象とする工事部分の全てが必要です。
  - 例1）外壁の4面張り替え工事→外壁4面全ての写真が必要です。
  - 例2）外壁2面と屋根の葺き替え工事→外壁2面と屋根の写真が必要です。
  - ※敷地が狭いことなどの理由により、外壁全体が映らない場合は、壁の一部で構いません。
  - ・省エネ化工事の場合、既存部分の性能・機能がわかる写真をお願いします。
  - ・データ等は消さずに管理してください（実績報告時にも必要となります。）。

### Q12 交付決定後に「追加工事」や「工事費の増減額」が発生した場合は、補助金額の変更は認められますか？

- A12
- 予算の範囲内で補助金額を決定している都合上、補助金額の増額はできません。
- 「補助対象工事費」が減額する場合は補助金額が減額されます。工事の一部取り止めなどで工事費が減額になる場合は、実績報告の際に減額後の「補助対象工事費」から補助金額を計算します。
- 工事費の増額又は減額のいずれの場合も、実績報告書に変更後の見積書を添付してください。

### Q13 「完了実績報告書」に添付する写真はどのようなものが必要ですか？

- A13
- 補助対象とする部分の工事前・工事中・完了の写真全てが必要です。
- 注1）様式は、実績報告書に添付されているものを使用してください。枚数が足りない場合は、適宜、各自で追加してください。
- 注2）様式の写真横に工事箇所名を記入して提出してください。
- 注3）工事に変更が生じ、その部分も補助対象にする場合は、その部分の写真も提出してください。

### Q14 国、県、市が行う他の補助事業と、住まい快適リフォーム事業を併用することはできますか？

- A14
- 同じ工事箇所（内容）を重複して補助対象とすることはできません。
- ただし、補助対象を明確に分けることができる場合は併用することがあります。
- また、工事費を直接の補助対象としない助成金については重複して利用することができます（例：柏崎市U・Iターン住宅資金助成金など）
- ※疑義のあるものは、必ず事前に相談してください（回答に時間を要することもありますので、相談は具体的かつ早めにしてください。）

### Q15 補助金はいつ交付（口座への振り込み）されますか？

- A15
- 実績報告書を提出してから、約1か月半後に交付します。
- 交付の前に、市から申請者に確定通知書と支払予定日の書類を郵送します。
- 実績報告書を提出後、報告内容が審査され補助が確定します。
- 口座番号の間違いなど、実績報告書の内容に不備があると支払いができませんのでご注意ください。

### Q16 「完納証明書」とは何ですか？

- A16
- 「完納証明書」とは、居住地の市区町村税の全てに未納がないことを証明するものです。
- 自治体の税担当窓口で発行しています。完納証明書を発行していない市区町村に居住されている方は、これに代わるものとして「納税証明書」を添付してください。

# Q & A

## 工事の内容に関すること

(お住まいの住宅・空き家共通の事項)

### Q1 必須工事以外の工事も補助対象にできますか？

A1 必須工事を 1 つ以上行うことで、必須工事以外のリフォーム工事についても補助対象にできます。  
ただし、補助率、補助金交付限度額がありますので、その部分をよく確認してください。

### Q2 新たに部屋を増築する工事は補助対象にできますか？

A2 既存住宅に接続する形での増築工事は、必須工事を住宅のいずれかの箇所に行うことで補助対象にできます。

### Q3 張り替え工事などに伴う、既存の材料の撤去費は、補助対象にできますか？

A3 補助対象となる張り替え工事などであれば、撤去費も含めて補助対象にできます。

### Q4 住宅の一部を解体して、解体した部分に増改築する場合は補助対象にできますか？

A4 必須工事を住宅のいずれかの箇所に行うことで、解体費、増築費のいずれも補助対象にできます。

### Q5 仮設足場、クレーンなどの「重機費」は補助の対象にできますか？

A5 補助対象にした工事に係る分の重機費は、補助対象にできます。

### Q6 風除室の取り付けは補助対象にできますか？

A6 風除室を取り付けることで住宅が長寿命化される、又は玄関や部屋などの断熱性能の向上が見込める、などの場合は必須工事の「長寿命化工事」又は「省エネ化工事」に該当するため、補助対象にできます。

### Q7 住宅内の一部にある車庫部分のリフォーム工事は補助対象にできますか？

A7 インナーガレージのように、住宅と車庫が構造的に一体になっている（つながっている状態のこと）と、補助対象にできます。カーポート又は別棟の車庫のように、住宅と構造的に離れている車庫は補助対象外です。

### Q8 住宅の「離れ」のリフォーム工事は補助対象にできますか？

A8 母屋の工事とあわせて申請する場合は補助対象にできます。なお、このリフォーム事業における「離れ」とは、その建物の内部に居室があり、かつ、台所・便所・風呂のいずれかが備えられておらず、母屋と同じ敷地内に建てられている建物のことです。

### Q9 店舗等併用住宅の店舗部分のリフォーム工事は補助対象にできますか？

A9 店舗等部分の工事費（足場なども）は補助対象外です。住宅部分に係る足場は補助対象にできます。  
その場合は、申請時に見積書で住宅部分と店舗部分の足場、共通費、仮設費、諸経費などについて住宅部分と按分するなどし、明確に分けた上で、「補助対象工事費」を計算してください。

### Q10 住宅部分と店舗などの非住宅部分との「共用部分」の補助基本額はどのようになりますか？

A10 住宅部分と非住宅部分の床面積の割合で案分し、計算してください。

### Q11 新しくエアコンを取り付ける工事は補助対象にできますか？

A11 施工業者による設置工事が必要であれば、エアコンの製品代と施工費を補助対象にできます。  
なお、エアコンの新設について、その取付けが「省エネ化工事」に該当しない場合は、必須工事にならないので他の必須工事を併せて行う必要があります。また、エアコンのガスの補充、リサイクル費は補助対象外です。

### Q12 照明器具を入れ替える工事は補助対象にできますか？

A12 住宅と一体となっている照明（シーリングライトのような天井直付け型の照明など）は補助対象にできます。  
スタンドライトなどの移動や持ち運びが簡単にできる照明は、製品代も含めて補助対象外です。

### Q13 タンス等の調度品類は補助の対象にできますか？

A13 部屋内に置くだけのような、比較的簡単に移動、設置ができるタンスなどの調度品類の購入代金と設置費用は補助対象外です。住宅と一体になる造りつけの収納又は棚は補助対象にできます。

## Q & A

# 空き家をリフォームする場合

### Q1 「空き家」とは、どのようなものですか？（「空き家」の定義）

A1 この補助事業における「空き家」とは、次のいずれかに該当するものです。

① 交付申請前の 1 年の間に誰も住んでいない個人所有の家屋

② 市の空き家バンクを通じて購入又は賃貸された住宅

※「誰も住んでいない」状態が 1 年未満の場合、「空き家リフォーム工事」には該当しませんが、住宅リフォーム補助金の交付申請を行うことができます。この場合の補助上限額は、住宅リフォーム工事と同じになります。

### Q2 申請できるのは、どのような人ですか？

A2 入居前にリフォーム工事を考えられており、工事後ただちに居住を開始し、定住する方で、かつ、その空き家住宅を所有又は賃借している方です。

### Q3 これから柏崎市に転入する予定です。一時的に柏崎市内のアパートに住むなど、転入してから申請した場合は市外からの転入者として申請することはできますか？

A3 補助上限額は「交付申請時の」申請者の住所により判断します。

そのため、交付申請前に柏崎市に転入した場合は、「市内転居」になります。

### Q4 1 年以上誰も住んでいないことを、どのように確認するのですか？

A4 次のいずれかの書類を交付申請時に添付いただき、その書類により確認します。

① 「1 年以上空き家であることの証明書（取扱要領別記第 3 号様式） ※ 該当町内会長等の署名が必要

② 柏崎市上下水道局が発行する水道の使用実績表（※ 手続きは、上下水道局料金センターへご確認ください。）

### Q5 空き家を掃除など管理するために水道を利用していますが対象になりますか？

A5 A4 で記載した「② 柏崎市上下水道局が発行する水道の使用実績表」において、申請前 1 年間の月平均値が「5 立法メートル（※）」未満であれば、対象にできます。

※ 過去の空き家リフォーム補助金交付対象実績のある空き家から算出したものです。

## 長寿命化工事

### Q1 長寿命化工事とはどのような工事ですか？

- A1 リフォーム工事を行うことで住宅の寿命が延びる工事のことです。  
工事の例は手引きの6ページをご確認ください。

## バリアフリー化工事

### Q1 浴室をユニットバスにして、脱衣室間の床の段差を解消することはバリアフリー化工事になりますか？

- A1 バリアフリー化工事になります。

### Q2 既に壁等に取り付けられている手すりを取り替える工事は、対象となりますか？

- A2 既に取付けられている手すり等の取り替えは、「長寿命化工事」となりますので、対象となります。

## 省エネ化工事

### Q1 LED照明への取替えは「電球だけ」の取り替えでも必須工事の対象にできますか？

- A1 電球だけの取り替えは必須工事の対象にできません。必須工事にするためには、照明器具を製品丸ごと取替える必要があります。また、LED照明器具を、申請者本人が購入し、取り付けることで、工事費が発生しない場合も補助対象にできません。

### Q2 太陽光を利用した温水システムの取り替えは、省エネ化工事になりますか？

- A2 現在の、熱エネルギー（灯油・ガス・電気）を使用した温水器から、太陽光（自然エネルギー）を利用した温水器に取り替える場合は省エネ化工事になります。申請で、現在の温水器の仕様とリフォーム後の仕様を図面・カタログなどで示し、省エネ化される内容について明示してください。

### Q3 室内側に樹脂サッシを取り付ける工事（内窓取り付け）は、省エネ化工事になりますか？

- A3 取り付けることで窓が断熱化されるので省エネ化工事になります。

### Q4 増築部分の壁の工事は、省エネ化工事にできますか？

- A4 増築部分に新たに取り付ける窓や壁などが、増築前の窓や壁などの断熱性能より向上すれば、省エネ化工事として扱われます。申請では、増築前の仕様と増築後の仕様について、図面などで明示してください。

### Q5 エアコンの取り替えは「省エネ化工事」になりますか？

- A5 例として、取り替え前のエアコンよりも消費電力が少ない製品の取り替えは省エネ化工事になります。取替え前後のそれぞれの製品の消費電力が分かる資料（取替え前のエアコンの消費電力の仕様が写っている写真、製品の仕様が記載されているカタログなど）を提出してください。

## 耐震化工事

### Q1 屋根の軽量化とは、どのような工事ですか？

- A1 リフォーム前の屋根材よりも軽くなる屋根材に葺き替える工事のことです。  
瓦屋根の棟の工事で、現在の棟瓦より軽量化される工事も、屋根の軽量化になります。  
なお、屋根材数枚分などのような局所的な葺き替えは、軽量化された材料を使用しても耐震化工事としての対象にはできません。（「長寿命化工事」には該当します）

### Q2 ふすま（建具）の部分を壁にする工事は、耐力壁の増設になりますか？

- A2 耐力壁は土台から梁までを筋違、金物、構造用合板で、定められた施工方法に基づき施工された壁になります。  
ふすま（建具）がある部分の敷居から鴨居までを壁にする場合は、間仕切り工事となり、耐力壁にはなりません。その場合は、その他のリフォーム工事になります。

### Q3 ブロック塀の解体の補助では、どのような塀・工事が対象ですか？

- A3 道路などに面し、かつ、道路面からの高さが0.6m以上のブロック塀等で、地震時に転倒、倒壊の危険性があるものが対象です。道路や通学路などに面していない（部分の）塀等は対象外です。  
例：隣地との境界や敷地の後背地にあるブロック塀。